

狭山事件 再審開始への第一歩

狭山事件の第3次再審請求が新たな段階を迎えた。これまで、弁護団から東京高検に対して隠しもつ全証拠の開示を求めてきたが、高検側が応じない状況が続いていた。しかし、昨年9月10日に東京高裁の呼びかけで弁護団、高検との3者協議がひらかれ、高裁から高検に弁護団の請求に対する回答を求めた。これに対し、10月30日に高検は「証拠は存在しない」「開示する必要がない」などの意見書を提出していた。

「東京高裁による証拠開示勧告に あたつての声明文」

2009年12月16日に開かれた狭山事件第三次再審請求の三者協議で、東京高裁(門野博裁判長)は、東京高検にたいして、証拠開示の勧告をおこなった。

前回の三者協議で、高裁は検察官に証拠開示についての意見を10月末までに提出するよう求めた。東京高検の検察官は、10月30日付けで、殺害現場とされた雑木林の血痕検査報告書については「存在しない」、その他の証拠については開示の必要性はなく、存否を明らかにする必要もないとする意見書を出していた。

表し、高裁に対しても事実調べをおこなうことを求めた。

これに対して、弁護団は、検察官意見書の不当性と弁護団が求める証拠開示の必要性を明らかにする反論書を12月9日付で提出していた。同時に指宿信・成城大学教授による再審における証拠開示の必要性を明らかにした鑑定意見書を東京高裁に提出し、開示勧告を強く求めていた。

今回、開示勧告された証拠は、殺害現場とされた雑木林の血痕検査を含む捜査書類、Oさんの証言に関わる捜査書類、自己の信用性に関わる取り調べ状況の資料、筆跡に関する資料など、弁護団

がこれまで提出してきた新証拠にも関連し、狭山事件の重要な争点に関わるものである。また、検察官が雑木林の血痕検査報告書について存在しないとして、捜査書類一切を開示勧告するとともに、存在しないと断言するならばきちんとした説明をするよう求めた。

東京高検が、東京高裁の開示勧告に応じて、すみやかに証拠開示をおこなうよう強く求める。

10月から2カ月間にわたり、石川一雄さん、早智子さんは、毎週のように、東京高裁前でマイクをもって証拠開示と事実調べの実施を訴えた。また、同宗連、部落解放中央共闘もそれぞれ独自に証拠開示と事実調べを求める要請行動をおこなった。狭山事件の再審を求める市民の会では、緊急に学者、文化人、ジャーナリストらに署名を呼びかけ、12月10日、108人の有識者の署名を庭山

英雄代表、鎌田慧事務局長らが出席した。東京高裁にこれまで出された署名は1007万筆を超えている。

これまでの狭山弁護団の新証拠の積み重ねと粘り強い証拠開示請求、こうした市民の声の高まり、各界の要請と石川さん本人の真剣な訴えが裁判所に届いたと受けとめたい。

おりしも、前日15日には、最高裁の決定によって布川事件の再審請求開始が確定した。布川事件でも、隠された目撃証言や取り調べ録音テープ、毛髪鑑定等の証拠開示が再審の大きなカギとなった。足利事件における取り調べテープの開示など、検察の証拠隠しが誤判原因となつていることは明らかである。

今回、開示勧告されず、いまだに隠されている重要な証拠資料は数多くある。東京高裁が、再審の理念と開示請求の必要性、意義をふまえて、ひきつづき、開示勧告をおこなうとともに一日も早く事実調べにはいることを求めたい。

今回の開示勧告は再審開始への第一歩ととらえ、気をひきしめて、さらに闘いを強化し、世論をひらぎ、再審—無罪、石川さんの冤罪を晴らす最後の勝利まで闘おう。

2009年12月17日
部落解放同盟中央本部
委員長 組坂 繁之

連載 (24)

部落解放運動の歴史と伝統を!

「解放への怒濤」

和歌山県に於ける西川事件差別糾弾闘争の記録

小野知事は、一体いかなる「民主政治の真髄を實際面に具体化」しようとしているのであるが、和歌山県議会では和歌山県政の議決機関である。和歌山県知事の行政は、県議会を通じて初めて弾き出されるのである。悪劣な県民どころか、悪劣な県議の、差別的な頭脳を通じて議決される。小野行政から、一体われわれ県民は、どのような民主政治の真髄を、期待したらいい、のか。然し、小野知事は、悪劣な県民は西川県議一人と言おうとするのである。差別的なのは西川県議一人で小野行政は差別的でない。

四月五日付信念におそられ、西川差別事件の後に書かれたものであろうにも拘らず、彼の信念は西川事件によつて動揺しているところはみじんも感じられないことに、われわれは、奇異の念を先づ感ぜずにはいられないのだが、この事実の中にこそ、われわれは小野行政の差別性をくみとることができるのである。

和歌山県訓令第四百八十八号は、小野知事名をもつて、「世にいまに同胞差別の悪い習慣が残存して」云々とのべ「不合理な社会意識の打破のため」云々と、庁内一般に対して訓令している。それは二十五年十月一日付けで発せられた訓令である。

この訓令の中から、われわれは二つの事実をよみとることができる。

その一つは「県行政に与える者の中に」差別者がいるということ、既に小野知事が認めているという事実である。

もう一つは、差別を「悪い習慣」とする、小野知事の基本的な考え方をはしなくも露呈していることである。

以上の事実から推論し得ることは、差別者は和歌山県会にのみあるのではなく、和歌山県政の執行機関にもあるということであり、しかも差別はけい続的行われているという事実である。既に過去にもあつたのである。今日もあつたとすれば、当然、今後も、差別は続くであろう。

然も、この相づく差別事件に対する解決策はなんであつたか「差別を習慣」だとして「不合理な社会意識を打破せよ」という、一片の訓令であり或いはある一場の戯画的な辞職勧告風景である。これをつなぐところの小野知事の「悪劣な県民が一人もいなくなることをのぞむ」確固不拔の信念があるのである。

小野知事が、たゞ一人孤高を持して「部落解放の問題も個人として総ての人が例外なく正しい認識の下に誤まつていたものは頭を切り替えて相和し」(人権尊重、第八号)と、のぞんで、至るところで裏切られ、差別事件は議決機関、執行機関の別を問わずに起つていたのである。(次号につづく)

成人式で...

